

令和5年第9回玉名市農業委員会総会議事録

令和5年9月5日（火）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	5番	坂本 正敏
6番	土田 健一	7番	田端 末雄	9番	岡村 栄一	11番	木村 昌治
12番	西本賢二郎	13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	15番	境 浩之
16番	高島 尚	17番	中山 一久	18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

4番 岡田 正治 8番 本田多美子 10番 澤村 哲志

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推3	田中 正通	推4	小山 包昭	推5	安田 謙二
推6	縄田 伊知郎	推8	上田 龍介	推9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一
推11	柴尾 覚	推13	宮永 義一	推14	東 直幸	推15	大家 泉
推17	永田 眞一	推19	坂門 聡一				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推2	梅田 政次郎	推7	船津 和利	推12	高本 昌揮	推16	園田 勝義
推18	後藤 雄一						

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	西山 美和	参事	磯野 真悟		
主任	大原 三和	主任	酒井 史浩	会計年度任用職員	小山久美子		
農業政策課	主査 本山 さおり						

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

- 第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第35号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第37号 農用地利用集積計画の決定について
- 第38号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について
- 第39号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の見直しに対する意見決定について

報 告

- 第23号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第24号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので始めたいと思います。

本日の農業委員総数19名のうち岡田委員、本田委員、澤村委員から欠席の届け出があっており、16名の出席でございます。

また、最適化推進委員は19名のうち、梅田委員、船津委員、後藤委員、それと高本委員、園田委員から欠席の届けがあっており、19名のうち14名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和5年第9回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆さん、こんにちは。本日総会ということで、お忙しい中に御出席をいただきましてありがとうございます。

まず、8月31日に県立劇場で熊本県の農地利用最適化推進大会がございまして、農業委員の皆さん、推進委員の皆さん、本当にお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。

基盤強化法の法改正によって、地域計画の策定が義務化されました。それを受けて県の農業会議のほうも、令和5年度、6年度はその計画に向けて重点的に取り組むというような決定になっています。それで、今回の研修会も宮崎市の農業委員会と一緒にの取り組みとか、長野市の農業委員会会長の圃場整備に基づいて、農地につくり替えたというような、そういう研修があったかと思えますけれども、そういう内容で参考になった研修だったかなと思います。

本市も今、地域計画というのが、推進計画の今後の考え方を聞きたいということで、アンケート調査がされていると思います。皆さんのところも届いていらっしゃる場所もあると思いますけれども、それらを基に10月ぐらいから地域座談会というようなことを予定されていると聞いております。その際には農業委員、推進委員、地元の調整だったり、あとは取りまとめ、その後、農業委員会のほうは目標計画の素案というのが出てきますので、その際にはいろんな面にかかわっていただく場面がくるかと思えますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、議事のほうに入らせていただきます。

よろしくお願ひします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議に入りたいと思います。

本日は、第34号から39号までの38件の議案審議、それから、第23号から24号までの9件の報告があります。皆さん方の慎重なる御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名は、委員番号16番の高島 尚委員、それと17番の中山一久委員をお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号、それから氏名を述べた上で発言をされますようよろしくお願い致します。

併せて、採決の際には議決権のある農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに、議第34号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は8件です。

それでは、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案書1ページをお願いいたします。

議第34号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和5年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、大浜町の申請人で、大浜町の田2,041㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

2番、福岡県北九州市と下の申請人で、下の田245㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

3番、熊本市と大牟田市の申請人で、下の畑677㎡外3筆、計1,997㎡を耕作不能と規模拡大のため売買するものです。

4番、岱明町の申請人で、岱明町の田260㎡を耕作不便と相手方の要望のための贈与での所有権移転を行うものです。

5番、横島町の申請人で、横島町の田1,657㎡外1筆、計3,094㎡を子へ贈与するものです。

6番、伊倉北方と天水町の申請人で、伊倉北方の畑1,502㎡外16筆、計10,605㎡を農業者年金受給のための再処分を行うものです。

3ページをお願いします。

7番、天水町の申請人で、天水町の田606㎡外1筆、計1,103㎡を農業者

年金受給のための再設定を行うものです。

8番、天水町と熊本市の申請人で、天水町の田569㎡外1筆、計1,830㎡を労力不足と規模拡大のため賃借権を結ぶものです。

以上8件、合計21,175㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をよろしくをお願いいたします。

それから連続して説明をされる場合は続けてお願いします。

それでは1番をお願いいたします。

○推3番（田中正通君） 推進委員番号3番、田中です。1番の案件について説明いたします。

譲渡人の労力不足により譲受人へ売買するものであります。現地はJA大浜の北東へ直線で150mくらいの農地でございます。もともとハウスが建っておりましたところですが、ハウスは業者によって撤去されておまして、耕作放棄地のままさらにまた荒れ放題になっている土地でございます。現在もセイタカアワダチソウ等がびっしり生えておまして、周りの農家の人たちも大変迷惑している農地でございます。

譲受人の方は前回は説明いたしました人ですが、農機など十分な機械をもっておられまして、農業者でございますので全く問題もないかと考えております。逆に感謝さえ今回はしているところでございます。

御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、2番、3番は同じ委員なので続けてよろしくをお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。2番の案件について説明いたします。

申請地は下の畑245㎡、贈与です。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望です。これは親戚同士です。今までも譲受人が管理耕作していたので、現地調査の結果、問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、3番の件について説明します。

申請地は梅林で、旧梅林小学校横の現在は放棄地であり荒れている。譲渡人は熊本市内で耕作不能、譲受人は大牟田でも現在玉名市に土地を持っています。下限面積も満たしていると思いますので、耕作後はニンニクの栽培を行うということで、

周囲の農地も荒れていますので、周りにも影響はないと思います。

現地調査の結果、何ら問題はないと思いますので、審議をよろしく申し上げます。
以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。4番の案件について説明します。

譲渡地は玉名市岱明町下前原、場所は県立高校グラウンドから南西へ100m離れた場所です。

譲渡人は、耕作不便ということです。それから譲受人は、相手方の要望で贈与を受けますということです。贈与でもらったあとは野菜を作るということです。譲受人は農業機械は全てそろっていますので、問題はないと思いますので審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○15番（境 浩之君） 農業委員15番、境です。

譲渡人と譲受人は親子の関係で、現在も譲受人の子が水稻を作っております。譲受人の母親が高齢のために息子への贈与ということで、何ら問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○17番（中山一久君） 農業委員17番、中山です。6番の案件について御説明します。

使用貸人、使用借人は親子関係で、農業者年金受給のために契約を結ぶものです。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○推19番（坂門聡一君） 推進委員19番、坂門です。7番の件について御説明いたします。

使用貸人と使用借人の2人は親子と思われれます。農業者年金の受給のための再設定ですので何ら問題ないものと考えられます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をよろしく申し上げます。

○19番（丸山和則君） 農業委員19番、丸山です。

8番の賃貸人は労力不足、賃借人は規模拡大でありますけれども、本人は新規就農者として認定農家も受けておられ、研修もある法人で3年間研修されて、新規就農者ということで頑張られているので何ら問題ないと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

3条申請につきまして、今、1番から8番の委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○推3番（田中正通君） 自分で説明しておいてなんですが、ここはあまりにも荒れた耕作放棄地なので、これをやってもらうために何か補助金があったかなと思っているんですが、そのへんどうでしょうか。

○5番（坂本正敏君） これは耕作放棄地と認めてあるですよ、確か、なかったかな。耕作放棄地やら認めてあるところでなかと補助金はこんでしょ。

○議長（下川 安君） ちょっと事務局のほうでよかったら。

○主任（大原三和君） 大原です。農業政策課のほうでそのような補助金があるんですけれども、認定農業者で、かつ農振地というくくりがあるので、そこに当てはまらない方にはちょっと出ないかなと思います。

○推3番（田中正通君） あそこは農振地じゃない。あ、認定農業者。

○7番（田端末雄君） 耕作放棄地ていうとは木が植わつとかないかんとかそういう条件があつたらう。

○主任（大原三和君） その出る補助金は、木が植わってる状態でなくて、再生可能な状態の農地が対象だったと思います。

○5番（坂本正敏君） すみません、8番の案件についてお尋ねしますが、この新規就農者の方は、住まいはずっと熊本市のままで新規就農されるんですか。それともこっちに引っ越してから、これだけ1点お願いします。

○19番（丸山和則君） 今現在は通勤農業です。こちらにどこか良いところがあれば地元の家を借りるということです。

○5番（坂本正敏君） はい、わかりました。

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第34号農地法第3条の規定による許可申請8件ですけれども、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第34号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第35号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は2件です。

それでは事務局から説明をよろしくお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 4ページをお願いいたします。

議第35号農地法第4条の規定による農地の許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が立願寺の畑269㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が安楽寺の畑487㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上2件、756㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る8月30日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いします。

それでは1番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

申請地は大学の南西700mぐらい、使用目的は個人住宅、転用の面積は269㎡、木造平屋建てで建築面積は97.5㎡、延べ床面積は87.93㎡、給排水計画は、給水は市上下水道を利用、生活雑排水は公共下水道に接続、雨水は地下自然浸透、オーバーフロー分は南側道路側溝に流す。被害防除計画、北側は申請人の土地であり、東側、南側は既存の擁壁があり、西側は里道があるが土波とする。土地の造成もなく、整地程度なので付近農業への影響はない。隣接地に被害が発生した場合は、申請人が法的責任の範囲で対処するとのこと。

現地調査の結果、問題なしと判断します。御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。2番の案件について説明いたします。

申請地は梅林で、梅林保育園より少し上の畑です。申請人は市内アパートに住んでいて、実家の横の畑で、実家は母が1人で暮らしているので、母をみるために住宅を敷地内に建てたいと思っています。敷地面積487㎡、建物93㎡です。平屋です。申請地の周辺は、北側は実家、東側は道路、西側は道路、南側は畑、東側の道路は田んぼ、法面に芝を張り南側は一段高くなっている畑です。申請地は盛土なし、給排水は、給水は市の上水道を引く、生活排水は合併浄化槽を設置して西側道路側溝につなぐ、建物の雨水は溜め枳をして西側の側溝に配管して排水する。雨水は地下浸透、溜まり水でまた西側の側溝に流す。万が一被害が発生した場合は、転用者の責任をもって対処するということです。

現地調査の結果、特に問題はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

4条申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第35号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第35号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第36号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は5件です。なお、5番と6番につきましては、顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局で読み上げます。

それでは事務局より説明をよろしく申し上げます。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページをお願いします。

議第36号農地法第5条の規定による農地の許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が築地の畑559㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の

日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

2番、申請物件が築地の畑170㎡外1筆、1,094㎡で、転用目的は宅地分譲（4区画）です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が山田の畑596㎡外1筆、1,619㎡で、転用目的は宅地分譲（5区画）です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が下の畑41㎡外1筆、179㎡で、転用目的は宅地拡張及び農業用倉庫。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が岱明町の畑1,034㎡のうち1,030㎡で、転用目的はコインランドリー及び駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上5件、計4,481㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る8月30日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から委員の説明をよろしくお願ひします。

また連続して説明される場合は続けてよろしくお願ひします。

それでは、1番と2番と3番は同じ委員なので続けてお願ひいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。

申請地は玉名バイパス通り近くにあります。事業面積は559㎡、木造平屋建て、床面積88.96㎡、駐車場2台分です。給排水計画は、申請地の北側道路に上水道が通っておりますのでその設置を利用します。生活雑排水、汚水については、申請地の北側等の道沿いに下水道が通っておりますのでその設置を利用します。雨水については自然浸透のほか、集水桝を設け北側の道路側に放流します。万が一被害が生じた場合は、譲受人の責任をもって対処するとのことでした。

以上、調査した結果、何の問題もないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

続きまして、2番の案件について説明します。

申請地は築地のスーパーマーケットのそばにあります。転用面積は1,094㎡で宅地分譲（4区画）です。給排水計画は、上水道は西側道路に隣接の本管により分譲地内へ引き込み、生活雑排水、汚水は西側道路に隣接の下水道管への放流により処理する。雨水は地下浸透です。万が一被害が生じた場合は、申請者の責任で対応するとのことでした。

以上、調査した結果、何の問題もないと思います。

続きまして、3番の案件について説明します。

申請地は玉名中学校のそばにあります。事業面積は1,619㎡です。給水計画は、雨水、生活雑排水、汚水それぞれの処理方法は、給水について南側市道隣接の上水道の引き込みを行う。生活雑排水は南側市道隣接の下水道の引き込みを行う。雨水は道路側水路へ放流する。万が一被害が発生した場合、責任を取るとのことでした。

以上、調査した結果、何の問題もないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号5番につきましては顛末書を事務局で読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 5番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ただいま受付番号5番の顛末書が読み上げられましたので、受付番号5番、委員の説明をよろしく願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。5番の案件について説明します。

申請地は梅林地区、旧梅林小学校北側の高台の集落、3条で説明しましたとおりで、3条の譲受人が畑と宅地、農業用倉庫を譲り受けて、建物の一部が畑にかぶっていたということで、今、顛末書を提出されて説明がありましたとおりでございます。

現地調査の結果、問題ないと思います。審査のほどよろしく願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号6番の顛末書を事務局で読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 6番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号6番の顛末書が読み上げられていましたので、受付番号6番の委員の説明のほうをよろしく願いします。

○14番（徳井勝美君） 14番農業委員、徳井です。6番の案件について説明します。

申請地は玉名市岱明町鍋、地目は畑です。事業の目的、コインランドリー及び駐車場です。転用面積は1,034㎡のうち1,030㎡です。造成計画は整地をするぐらいで、現況の高さのまま砂利を敷いて使用するという事です。

事業面積を必要とする理由としまして、軽量鉄骨平屋建てです。建築面積38.89㎡です。駐車場10台分、180㎡です。電波塔に4㎡とられております。建設面積38.89㎡です。

給排水計画、給水は井戸水で給水するということです。排水計画、雨水、建物の雨水浸透枡を設けます。駐車場は自然浸透です。排水計画は市下水道に流します。被害防除計画、北側道路、西側太陽光発電電波施設、南側、東側は農地があります。造成中の被害防除対策としましては、土砂の流出がないように十分注意をして工事をいたしますということでした。万が一被害がでた場合は、当方で責任を持って対処するということです。関係者との調整状況は、隣接同意、排水同意をいただいているということです。以上をもって農地転用をするということです。

現地調査の結果、問題なく許可相当と思いますのでよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。5条申請につきまして委員の説明が終わりましたので、皆さんから御意見、御質問がありましたらお願いします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第36号農地法第5条の規定による許可申請5件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第36号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第37号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は20件です。

事務局より説明をよろしく申し上げます。

○事務局長（二階堂正一郎君） 7ページをお願いします。

議第37号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和5年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

8ページから9ページの総括表、10ページから12ページまでの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が2件、9,209㎡、利用権設定が16件、34,102㎡、合計18件の43,311㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりました。皆さんからこの件について何か御質問、御意見等はありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移ります。

議第37号農用地利用集積計画の決定20件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第37号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、議第38号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は2件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 13ページをお願いいたします。

議第38号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和5年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

14ページの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。今回は賃借権設定が2件の2,069㎡で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第38号農用地利用集積等促進計画の意見決定2件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第38号につきましては、原案どおり意見決定いたしました。

続きまして、議第39号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の見直しに対する意見決定についてを議題といたします。

それでは事務局から説明をよろしくをお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 15ページをお願いいたします。

議第39号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の見直しに対する意見決定について。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の見直しに対する意見について、次のとおり決定する。令和5年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

別添の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。

詳細については、農業政策課より説明をいたしますので、説明が終わりましたら御審議をお願いいたします。

○農業政策課主査（本山さおり君） 皆様こんにちは。農業政策課の本山です。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

私からは農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、以後「基本構想」といいます。これの変更案について御説明いたします。

議案に同封させていただいておりました変更案及び新旧の対照表を参考に御覧になってください。

まず基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が策定する基本方針に則して、市町村が定めるものです。本市の農業施策の推進において、農業が職業として選択し得る魅力とやり甲斐のあるものになるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的に定めたものです。

基本構想は、農振法第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画、そのほか法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものにする必要があります。今回の変更は、令和5年4月に施行されました農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴うものであり、今年6月には熊本県の基本方針が変更されたので、その内容に併せて文言等の修正をしたものであります。

詳細につきましては、新旧対照表のとおりとなりますが、主な変更点としまして2点確認をお願いいたします。

新旧対照表の3ページ、第3条第2項及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項として4項目を追加しております。

1、農業を担う者の確保及び育成の考え方、2、玉名市が主体的に行う取り組みについて、3、関係機関との連携、役割分担の考え方、4、就農希望者と経営移譲を希望する者のマッチング及びそのサポート体制について、この4点であります。

次に、新旧対照表の7ページ、第5条第1項につきましては、地域計画の策定に向けた取り組みの追加であり、地域計画の策定にあたっては、各関係機関と連携しながら協議等を進めていくことを明らかにした内容を盛り込んでおります。

変更点の説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

ただいま事務局より説明が終わりましたがけれども、皆さんから何か御質問、御意見はありませんか。はい、坂本委員。

○5番（坂本正敏君） 私、熊本県版も持っていますけど、これに対して玉名市で変更なりしたのがこれですか。

○農業政策課主査（本山さおり君） はい、そのとおりです。

○5番（坂本正敏君） はい、わかりました。

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかに御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第39号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の見直しに対する意見決定につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第39号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報告

○議長（下川 安君） 次に報告に移ります。報告第23号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第24号許可不要転用届についての9件を事務局より併せて報告いたします。

よろしくお願ひいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 16ページをお願いいたします。

報告第23号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告いたします。令和5年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回16ページから18ページまでの8件、合計31,553㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

報告第24号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和5年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は1件、農業用施設用地31㎡の届出を受理しております。

以上で報告のほうを終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案審議と報告が終わりましたので、これで第9回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

-----○-----

閉 会 午後2時50分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年9月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 高島 尚

農 業 委 員 中山 一久